別記様式第２号（１）

平成　　年　　月　　日

欠格事由に該当していない旨の誓約書

石川県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第４条第１項に規定する認定こども園の認定の申請を行うにあたり、同法第３条第５項第４号イからチに該当しない者であることを誓約します。

（参考）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第五項第四号

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの(※1)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの(※2)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）(※3)であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの(※4)に該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）(※5)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(※6)又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(※7)のうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人(※8)をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの(※4)に該当する場合を除く。

へ　申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘのいずれかに該当する者であるとき。

(※1) 国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものとは、学校教育法、児童福祉法、教育職員免許法、生活保護法、社会福祉法、社会福祉及び介護福祉法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法

(※2) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものとは、労働基準法第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、最低賃金法第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定、賃金の支払の確保等に関する法律第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

(※3) 政令で定める使用人とは、同条第一項又は第三項の認定を受けた施設に係る事業を管理する者

(※4) 認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとは、都道府県知事が法第三十条第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

(※5) 申請者の親会社等とは、申請者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える者、申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者、申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者、申請者の事業の方針の決定に関して、前三者に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

(※6) 申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者とは、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者、申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者、申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者、事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前三者に掲げる者と同等以上と認められる者

(※7) 申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者とは、申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者、申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者、申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者、事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者

(※8) 申請者と密接な関係を有する法人とは、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること、法第三条第一項又は第三項の規定により認定を受けた施設の設置者であること